

論文内容の要旨

Eating disorders among patients incarcerated only for repeated shoplifting: a retrospective quasi-case-control study in a medical prison in Japan

(訳) → 繰り返す万引きのみを判決理由に実刑になった摂食障害患者：日本の医療刑務所における準症例対照研究

日本医科大学大学院医学研究科 精神・行動医学分野

研究生 浅見 知邦

BMC Psychiatry 14:169 掲載 2014年

研究の背景

摂食障害患者に関して万引きは重大な問題行動として懸念されているが、実刑に至るほど万引き性向が高い集団を対象にした研究はこれまで無い。摂食障害は本人の価値観と病状との境界が不鮮明な疾患であり、かなり重症であっても本人の病識欠如や治療拒否のために治療が安定しない患者が少なくない。一方で日本全国の女性矯正施設では摂食障害患者の増加と管理困難性が問題化しており、その大半の服役理由は万引きの累犯であった。10年以上にわたり我々は万引きのみで服役となった患者を八王子医療刑務所で治療してきた。この研究の目的は摂食障害における万引きの臨床的意義を求めることにある。

方法

2002年から2011年の八王子医療刑務所に移送された女性精神患者131名についてその刑務所記録と診療録を調査し、摂食障害と診断された患者70名を抽出した。この中から十分な情報が得られた67名(20-62歳)の症例を服役理由の犯罪別に分類し、患者数が最多の万引きで服役した群と薬物関連犯罪の群を抽出した。前者のうち薬物使用歴を持つ患者1名を除外した41名を万引きで服役するの摂食障害患者の群(以下 Shoplifting: S群)とした。また後者から2名の万引き歴の無い患者を除外し、14名を薬物犯罪の群(以下 Drug: D群)とした。対照群は同じ年齢層と観察期間の他の精神患者32名とした。我々は摂食障害の2群間、或は対照を含めた3群間で摂食障害病歴、摂食障害亜型、体重変化、合併症、生活歴、過去の問題行動及び臨床経過上の問題行動について比較することとした。なおこの研究は既存の集団のデータを扱い非侵襲的で、介入研究でもない後方視的調査研究であり、厚生労働省の医学研究倫理基準で同意を必ずしも要しないとされていることから、患者個々の同意は得ていない。ただし研究の内容については法務省矯正局内倫理委員会で調査協議を経て承認され、研究の実施内容が公示された。

結果

S群は物質使用者が0人、性的逸脱行動歴者2人(5%)、自傷行為6人(15%)であるなど衝動的行動歴が、D群と対照群に比べ有意差を持って少なかった。またS群では他の犯行歴は2人(5%)で、非行歴、反社会的性質、境界性パーソナリティ障害の割合も他の2群と比べ有意差を持って少なかった。D群でも全例に万引きの経験があったが、万引きでの実刑歴は0人であった。またS群の患者は大学卒が7名、その他の高卒後学歴を持つ患者が15名もいるなど教育歴(13.1年)が長く、誠実な職業歴を持つ割合も39人(95%)と高く、いずれも他群に対し有意差があった。万引き群以外の群では風俗業などの経歴が多く、反社会的人物との交際が多かった。しかしS群では摂食障害歴の遷延化(15.7 ± 6.7年)が顕著で、治療歴を持つ患者は他群より多いが精神科治療からの脱落率は高かった。さらにS群では犯行時期の頃までに対人関係が維持できていた割合は13人(32%)と有意差を持って低かった。収監時体重はS群(13.6 ± 1.9 kg/m²)が、薬物犯罪群(17.6 ± 3.1 kg/m²)、対照群(23.0 ± 4.4 kg/m²)より有意差を持って低かった。制限型拒食症はS群にのみ12人(29%)存在し、過食症への移行歴は7人(17%)でD群の64%と比較し優位を持って

少なかった他、S群では強迫性障害（13、32%）、強迫性パーソナリティ障害（8人、20%）も高かった。臨床経過上ではS群において、拒食27人(66%)、過剰運動19人（46%）、食事隠匿貯蔵23人（56%）、食事量のごまかし32人（78%）が万引き群で有意差を持って多かった。逆にS群では薬物要求、自傷行為はD群に対して有意差を持って少なかった。

結論

これらの結果は矯正施設の医療機関での特殊な環境の摂食障害患者に限定された結果であるかもしれないが、我々は摂食障害患者による「執拗な万引き」は衝動性や反社会性とはあまり関連性がなく、遷延化した重症摂食障害の精神病理に深く根差した症状的行動であるとの結論を出した。おそらく万引きは摂食障害に関連する強迫性の増強に関連していると思われる。過去の報告では摂食障害の患者は衝動的行動を行い易いという報告が多く、その種類として物質乱用、性的乱雑、危険行動、その他の衝動行為、自傷行為などとともに単純に「万引き」が列挙されていた。つまり本来の反社会的人物像や問題人物像的示唆が多かったと言える。我々の報告は従来意識されてきた「摂食障害患者の万引き」についての概念を考え直すべき示唆を投じたと考える。

医療刑務所で行うような選択の余地のない強制的な医療を肯定しているのではないが、重症な摂食障害患者が万引きを行う兆候を見せたなら保護的な医療が安定して継続されるような、社会全体の支援体制が考慮されるべきであると我々は考える。摂食障害患者の万引きについて解明するためにはさらなる幅広い研究が必要である。